

令和4年4月13日

保護者様

美濃市立大矢田小学校

校長 芝田 純也

大矢田小学校非常変災時における対応について

非常変災時(暴風・大雨・洪水時など)における休業・登下校については、下記の基準にしたがって行います。

1 登校について

●警報が解除されるまで、自宅待機とします。

- (1) 始業時刻の2時間前(午前6時05分)までに解除された場合は、平常通り登校します。
- (2) 始業時刻の2時間前(午前6時05分)から午前11時まで解除された場合は、解除後2時間を経ってから、授業を開始します。
- (3) 午前11時以降に解除された場合は、休業とします。
- (4) 自宅・通学路等に被害があり、登校が危険だと判断された場合、警報発表が予想されるなど、児童の安全確保に支障がでるおそれがある場合は、学校にその旨を連絡し、家庭において待機させてください。

2 登校中に警報が発表された場合

●自宅・学校のいずれか近い場所に向かいます。

- (1) 警報発表が予想される場合、児童が学校に着く時間まで自宅待機していただくように、予め保護者に緊急メール等で依頼します。
- (2) 学校までの中間地点を目安とし、中間より近い場合は自宅に帰る、中間を過ぎた場合は学校に向かうこと原則とします。
*ただし、児童が判断に困る場合は、学校に向かうこととします。
- (3) 帰宅確認をメールで行います。返信がない場合は、電話で連絡します。

3 登校後に警報等の発表が予想される場合

- (1) 警報発表前で安全に下校できる場合は、授業を中止し、教職員の付き添いや見守りにより下校します。なお、給食を摂らずに下校することもあります。
- (2) 状況悪化が予想される場合、状況が悪化した場合は、学校待機とし、保護者への引き渡しを行います。

4 登校後に警報等が発表された場合

- (1) 気象状況により、学校待機もしくは保護者への引き渡しを行います。
- (2) 下校時刻になっても解除されない場合は、保護者への引き渡しを行います。
- (3) 解除後に下校させる場合は、通学路の安全を確認した後、教職員の付き添いや見守りにより下校します。